

令和4年1月20日

全日制生徒及び保護者の皆様

県立茅ヶ崎高等学校  
校長 宇田 雅則

まん延防止等重点措置の実施期間中（令和4年1月21日～令和4年2月13日）における本校（全日制）の教育活動について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動について、ご理解、ご協力いただき感謝申し上げます。

さて、この度、令和4年1月19日付けで、まん延防止等重点措置の実施期間中（令和4年1月21日～令和4年2月13日）における県立高等学校等の教育活動等について教育長より通知がありました。本校におきましては、時差通学等の感染拡大防止等措置をとっておりますが、次のとおり引き続き対応いたします。

#### 【まん延防止等重点措置期間における本校の対応】

- 朝の時差通学について、朝のHRは9時20分、授業開始は9時30分。授業時間は40分×6校時での授業実施とし、帰りのHRは15時となります。なお、今後変更する場合は、改めてお知らせします。
- 生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とします。
- 登校に不安を感じている生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組みます。
- 今後、感染状況により、必要に応じて分散登校（オンラインを併用する等）に移行できるようカリキュラム等の検討を進めます。
- 感染リスクの高い活動は可能な限り避けることとしたうえで、学びを継続します。
- 部活動については、万全な感染防止対策を講じた上で活動し、感染リスクの高い活動は可能な限り避けます。活動は校内とし、活動は自校生徒のみとします。合同チームの場合、他校での活動は可。活動は平日の放課後のみ90分程度、週4日を上限とします。大会等への参加可否については、今後、開催の有無を確認しながら、別途校長が県教委と協議します。大会等の14日前以降、競技実施における怪我防止等の視点から校長が必要と認める場合は、練習試合、合同練習を含めた活動内容及び活動日数等については、感染防止対策を徹底し、「神奈川県立学校に係る部活動の方針」に則り必要な活動を認めます。
- 宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期または中止とします。

※ これまで、生徒の皆さんには、学校の内外にかかわらず、毎朝の検温等健康観察の実施、マスクの着用、昼食時等の食事場面の感染防止対策の徹底等をお願いしてきましたが、保護者の皆様におかれても引き続きご指導くださるよう、ご協力をお願いいたします。

発熱等体調不良の症状がある場合は、登校せず、自宅で休養し、必要に応じて医療機関を受診するよう重ねてお願ひいたします。

なお、何か不安なことや、心配なことなどがございましたら、遠慮なく学校までご連絡ください。

問合せ先  
副校長 石川  
電話 (0467) 52-2226 (直通)